

第4章 まもる：ルール遵守・マナー向上【Promise】

1. 施策体系及び計画目標

(1) 施策体系

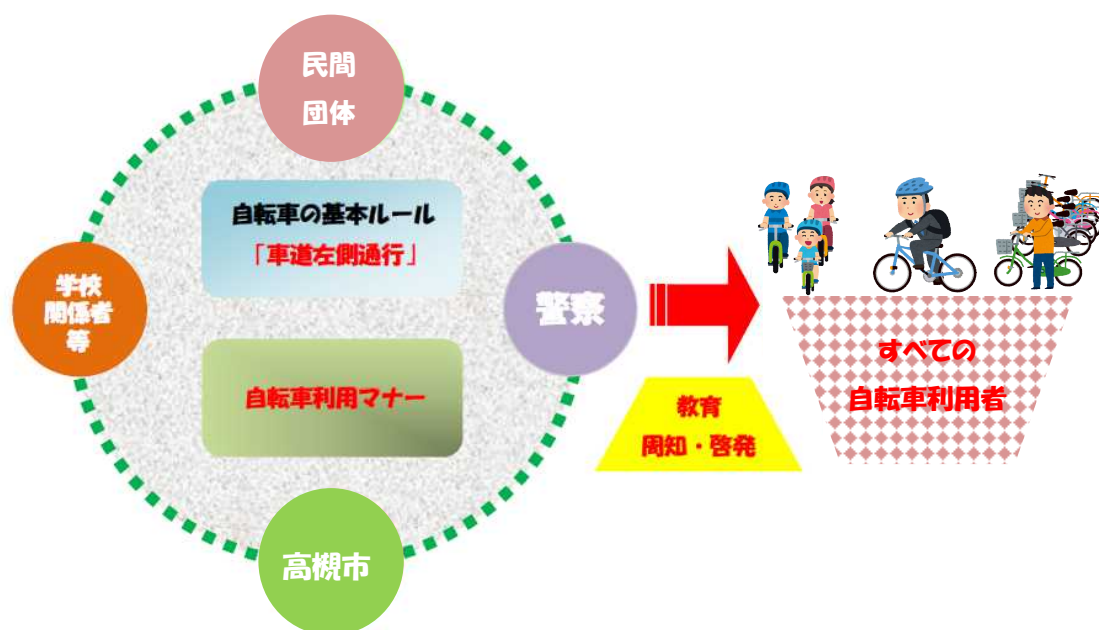
すべての自転車利用者が、自転車は「車両」であることを認識し、自転車の交通ルールやマナーを理解・実践することが、「まもる」施策の目指す姿です。警察や学校関係者等の関係機関及び民間団体と連携し、施策を実現することにより、誰もが安全・快適に通行できる環境づくりを目指します。

(1) 利用者の年齢層 に応じた交通安全教育 活動の充実	①自転車交通安全教室の実施
	②自転車安全利用に関するイベント等の実施
	③市職員向けのマナー啓発活動
(2) 交通安全教育コ ンテンツの充実	①自転車の安全利用に関する教育コンテンツの作成
	②自転車教育プログラム等を用いた安全教育の実施
	③自転車の安全利用に関する各種啓発グッズの作成・配布
	④メディアを活用した啓発活動
(3) 関係機関との 連携によるルール・ マナーの周知・啓発	①警察や関係団体等と連携した啓発活動
	②市が中心となった意識啓発活動
	③ヘルメットの着用及び自転車保険の加入促進に向けた啓発活動
	④事業連携協定の推進
	⑤「自転車安全利用の日」における啓発活動

（２）計画目標

本計画は、たかつき自転車まちづくり向上計画の実施計画「まもる編」として、自転車交通ルールへの周知・徹底を目指した教育や自転車利用マナー向上を目的とした意識啓発活動の取組について定めるものです。また、自転車利用者の交通ルールの遵守及び取組に関する満足度が向上するように、以下のとおり計画目標を設定します。

項目	当初 (R3)	目標値	
		R8	R13
自転車関連事故件数（件）	194	170	145
車道の左側通行の遵守率（％）	53	60	65
高槻市自転車安全利用条例及び本計画の認知度（％）	10	20	30
自転車乗車時のヘルメット着用率（％）	2	5	10
自転車保険加入率（％）	72	80	85
自転車のルール周知の取組に関する満足度（％）	27	35	40



2. 取組内容

(1) 利用者の年齢層に応じた交通安全教育活動の充実

自転車は「車両」であり、「車道の左側端」を通行することが基本ルールです。この基本ルールを、自転車利用者をはじめとするすべての道路利用者が理解・実践するために、警察や学校関係者等の関係機関・民間団体と連携・協力しながら、交通安全教育活動を実施します。

取 組	①自転車交通安全教室の実施			
内 容	A 自転車交通安全教室の実施 - 子どもから高齢者までの幅広い自転車利用者が、ルールやマナーを楽しく正しく理解できるよう、自転車安全利用教室を実施します。 「みんなで学ぶ交通安全教室（旧「親と子の交通安全教室」）」において、全市立小学校で3年ごとに自転車交通安全教室を実施します。 「中学生のための自転車交通安全教室」において、全市立中学校で自転車交通安全教室を実施します。 - 民間団体と連携した自転車交通安全教室を実施します。 B 出前講座の実施 - 企業等からの依頼に応じて、その企業の従業員等に対する自転車の安全利用に関する出前講座を実施します。			
取 組 イメージ	A 自転車交通安全教室 みんなで学ぶ交通安全教室  			
対 象 ※重点対象は ◎で表記	市民			事業者
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	○	○	○
担当部署	管理課			

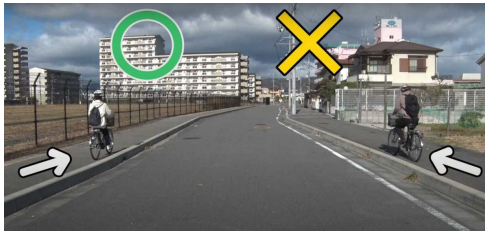
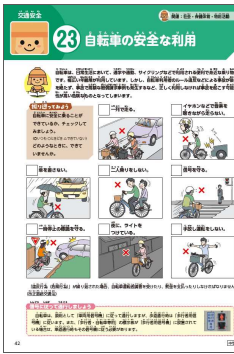
取 組	②自転車安全利用に関するイベント等の実施			
内 容	【A】他行政・民間団体と連携したイベントの実施 ・警察や他の行政、民間団体が実施する交通安全以外のイベントにも積極的に参加し、自転車安全利用啓発ブースを設置し、自転車安全利用に関するQ&Aの対応やヘルメット販売会（試着・相談会）、また保険加入相談会等を実施します。			
取 組 イメージ	【A】自転車安全利用啓発ブース 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	○	○	
担当部署	管理課			

取 組	③市職員向けのマナー啓発活動			
内 容	A 自転車通勤の職員に対するヘルメット着用及び自転車保険加入の周知徹底 - 市職員の通勤届に、自転車を使用する場合は、自転車乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、自転車保険の証書（コピー）の添付を要件とすることで加入を義務付けます。 B 市職員向け研修の実施 - 新たに入庁する職員をはじめ、自転車の安全利用に関する研修を実施し、自転車の模範的利用を心掛けるようルール遵守・マナー向上を図ります。			
取 組 イメージ	B 市職員向け研修 			
対 象	市民			市職員
	学生以下	大人	高齢者	
				◎
担当部署	人事企画室、管理課			

(2) 交通安全教育コンテンツの充実

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面以外の手法においても交通安全教育を実施できるよう、交通安全教育コンテンツを充実させます。また、メディア等も活用した交通安全啓発を行います。

取 組	①自転車の安全利用に関する教育コンテンツの作成			
内 容	A ルールブックの作成・配布 ・自転車の交通ルールをまとめたルールブックを作成・配布します。 B 交通安全啓発絵本の作成・配布 ・就学前の子どもが交通ルールを学べるように交通安全啓発絵本等を作成・配布します。			
取 組 イメージ	A たかつき自転車ルールブック  B 交通安全啓発絵本 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	○	○	
担当部署	管理課			

取 組	②自転車教育プログラム等を用いた安全教育の実施			
内 容	A 交通安全教育動画の制作及び活用 ・自転車に関する交通ルールをまとめた教育動画を制作し、教育現場で活用できる仕組みを導入します。 B 安全教育副読本等を用いた教育の実施 ・安全教育副読本等の教材を制作し活用することで、市立小中学校における交通安全教育を実施します。			
取 組 イメージ	A 交通安全教育動画   B 安全教育副読本   			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	○	○	
担当部署	管理課、学校安全課			

取 組	③自転車の安全利用に関する各種啓発グッズの作成・配布			
内 容	A 各種啓発グッズの作成・配布 ・自転車利用時のルールやマナーの意識啓発を行うため、ルール等を分かりやすくまとめたリーフレットや自転車安全利用冊子等の各種啓発グッズを作成します。 ・ヘルメット着用や保険への加入促進を目的とした、リーフレットやポスターを作成します。			
取 組 イメージ	A 啓発ポスター  ●ヘルメット 安全の輪を 広げよう ●保険加入 自分も相手も ヒト安心 ●歩道上 クルマと同じ 方向へ 高槻市交通安全推進月間 ＜令和4年10月1日(土)～令和4年10月31日(月)＞ 高槻市交通安全推進協議会 高槻市 高槻警察署 高槻市では、自転車の安全で快適な利用のため、「高槻市自転車安全利用条例」を施行しております。 啓発うちわ 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	
担当部署	管理課			

取 組	④メディアを活用した啓発活動			
内 容	A 広報誌への記事の掲載 ・自転車のルール・マナー等についての記事を掲載し、交通安全啓発を行います。 B 様々なメディアを活用した啓発の実施			
取 組 イメージ	A 広報誌の特集記事  B デジタルサイネージを活用した啓発 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	
担当部署	管理課			

（３）関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発

警察や関係団体などと連携した啓発活動を実施します。また、市の公共施設やイベントにおいても自転車に関する啓発を行うとともに、さまざまな企業と連携し、本市だけでは実施できない幅広い取組を展開します。

取 組	①警察や関係団体等と連携した啓発活動			
内 容	A 交通指導員による街頭指導 ・登校時の安全を確保するため、高槻市交通指導員協議会と連携し、市内通学路で主に児童を対象として、各校区の指導員による街頭指導を行います。 B 高校生に対する啓発活動 ・高槻警察署と連携し、下校する高校生に対して街頭指導を実施し、交通安全意識の向上を図ります。 C 商店街での啓発活動の実施 ・商店街において、自転車の降車についての呼びかけを行うため、警察や商店街等と連携した啓発活動を実施します。 ・自転車に乗ったまま通行する自転車に対して、指導員を配置して自転車の降車を促す取組を実施します。			
取 組 イメージ	C 警察と連携した啓発活動 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	◎	◎	○	
担当部署	管理課			

取 組	②市が中心となった意識啓発活動			
内 容	A 市役所内における自転車安全利用に関するパネル展示の実施 B 公用車・公用自転車等を活用した啓発活動 ・公用車、公用自転車等へのラッピングを行い、市民に対しヘルメット着用等の啓発を行います。 ・公用自転車の乗車時にヘルメットの着用を義務付け、職員の意識向上を図るとともに、市民に対するヘルメット着用のアピールを行います。 C 庁内放送・庁舎内駐輪場等における啓発活動 D 公共施設や市が主催するイベント等での啓発活動 ・保健事業や健康フェア等において啓発チラシを配架します。 ・老人クラブなどの高齢者団体に対し、自転車安全利用（ヘルメット着用等）を促す啓発物などを配布し、意識啓発を行います。 ・保育施設等において啓発チラシの掲示や配架を行います。 ・スポーツイベント開催案内のチラシにおいて、来場する際の安全運転の啓発を行います。			
取 組 イメージ	A パネル展示  B 公用自転車へのラッピング 			
対 象	市民			市職員
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	◎	○
担当部署	管理課、総務課、健康づくり推進課、長寿介護課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、文化スポーツ振興課			

取 組	③ヘルメットの着用及び自転車保険の加入促進に向けた啓発活動			
内 容	【A】交通安全教室等における啓発 ・交通安全教室やポスター・リーフレット等を用いて、ヘルメット着用や自転車損害賠償責任保険等への加入啓発を行います。 【B】自転車販売店及びレンタサイクル事業者と連携した啓発活動			
取 組 イメージ	【A】啓発ポスター 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	◎	
担当部署	管理課			

取組	④事業連携協定の推進			
内 容	A 事業連携協定締結の推進 ・自転車の安全利用の推進に係る取組に協力いただける企業・団体等と事業連携協定を締結し、本市だけでは実施が難しい幅広い取組を展開します。			
	A 郵便局との包括連携協定に基づく取組 郵便局内でのポスター掲示 郵便局員による反射材の着用			
取組イメージ				
対 象	市民			事業者
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	
担当部署	管理課			

取 組	⑤「自転車安全利用の日」における啓発活動			
内 容	【A】「自転車安全利用の日」における啓発活動の実施 ・自転車の安全利用への理解を深めるため、毎月15日を自転車安全利用の日と定め、街頭啓発などを行います。			
取 組 イメージ	【A】自転車販売店と連携した街頭啓発 			
対 象	市民			市外
	学生以下	大人	高齢者	
	○	◎	○	
担当部署	管理課			

3. 取組内容一覧及び実施スケジュール（随時見直しを実施）

（1）利用者の年齢層に応じた交通安全教育活動の充実

①自転車交通安全教室の実施

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	自転車交通安全教室の実施	実施（随時内容の見直し）					
B	出前講座の実施	随時実施					

②自転車安全利用に関するイベント等の実施

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	他行政・民間団体と連携したイベントの実施	実施					

③市職員向けのマナー啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	自転車通勤の職員に対するヘルメット着用及び自転車保険加入の周知徹底	実施					
B	市職員向け研修の実施	実施					

（2）交通安全教育コンテンツの充実

①自転車の安全利用に関する教育コンテンツの作成

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	ルールブックの作成・配布	作成	配布			内容の見直し・周知	
B	交通安全啓発絵本の作成・配布	作成	配布			内容の見直し・配布	

②自転車教育プログラム等を用いた安全教育の実施

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	交通安全教育動画の制作及び活用	作成	活用（随時内容の見直し）				
B	安全教育副読本等を用いた教育の実施	実施					

③自転車の安全利用に関する各種啓発グッズの作成・配布

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	各種啓発グッズの作成・配布	作成・配布					

④メディアを活用した啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	広報誌への記事の掲載	実施（随時内容の見直し）					
B	様々なメディアを活用した啓発の実施	実施（随時内容の見直し）					

（3）関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発

①警察や関係団体等と連携した啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	交通指導員による街頭指導	実施					
B	高校生に対する啓発活動	実施					
C	商店街での啓発活動の実施	実施					

②市が中心となった意識啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	市役所内における自転車安全利用に関するパネル展示の実施	実施				実施（展示内容見直し）	
B	公用車・公用自転車等を活用した啓発活動	検討	実施			手法の見直し・実施	
C	庁内放送・庁舎内駐輪場等における啓発活動	実施					
D	公共施設や市が主催するイベント等での啓発活動	実施（随時内容の見直し）					

③ヘルメットの着用及び自転車保険の加入促進に向けた啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	交通安全教室等における啓発	実施					
B	自転車販売店及びレンタサイクル事業者と連携した啓発活動	内容の検討		実施			

④事業連携協定の推進

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	事業連携協定締結の推進	実施		取組拡大の検討・実施			

⑤「自転車安全利用の日」における啓発活動

	取組内容	実施スケジュール					
		R5	R6	R7	R8	R9～R13 【中期】	R14～ 【長期】
A	「自転車安全利用の日」における啓発活動の実施	実施					